

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

|                |   |
|----------------|---|
| 開催日及び場所        | 令和3年1月26日(火) 最高裁判所中会議室  |
| 委員             | 委員長 野澤正充(立教大学副総長・法務研究科教授)<br>委員 根本清(元会社員)<br>委員 山内久光(弁護士)   |
| 対象期間           | 令和2年4月1日～令和2年9月30日  |
| 契約の現状等の説明      | 令和2年度上半期における契約状況について  |
| 個別審議案件<br>(5件) | <p>契約件名：次期督促手続オンラインシステム用ラベルシールの購入</p> <p>契約金額：8,059,920円</p> <p>契約締結日：令和2年4月1日</p> <p>契約方式：一般競争入札</p> <p>契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：民事裁判事務支援システム及び刑事裁判事務支援システムの運用保守業務</p> <p>契約金額：118,800,000円</p> <p>契約締結日：令和2年4月1日</p> <p>契約方式：一般競争入札</p> <p>契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：倒産事件処理システムのWindows10対応検証及び改修</p> <p>契約金額：5,478,000円</p> <p>契約締結日：令和2年4月1日</p> <p>契約方式：一般競争入札</p> <p>契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：音声認識システムの運用保守</p> <p>契約金額：14,223,000円</p> <p>契約締結日：令和2年4月1日</p> <p>契約方式：一般競争入札</p> <p>契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：裁判書類の電子提出に係るアプリケーションの構築</p> <p>契約金額：55,211,200円</p> <p>契約締結日：令和2年4月1日</p> <p>契約方式：一般競争入札</p> <p>契約庁：最高裁判所</p> |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 委員からの意見・質問，それに対する回答等 | 別紙のとおり  |
| 次回抽出委員の指定            | 野澤委員長を次回委員会における審議案件抽出委員に指定  |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容   | なし  |
| その他                  | 今回は新型コロナウイルス感染拡大によりオンライン会議による開催とした。<br>次回委員会の開催予定日を7月2日（金）13：30とし，オンライン会議を前提とし，新型コロナウイルスの感染状況により開催方法が変わる場合は日程の再調整を行う旨，確認した。 |

(別紙)

| 意見・質問   | 回答等   |
|---|---|
| <p><b>個別審議案件</b></p> <p>(1) <b><u>次期督促手続オンラインシステム用ラベルシールの購入</u></b></p> <p>(問) 本件調達物品については、その取扱いが可能な業者が少ない物品であるが落札した1者のみの入札となった理由はあるか。</p> <p>(意見) このように特殊性が低くても裁判所案件であることを理由として入札を躊躇されることがないように、日頃から入札に参加可能な業者の把握に努める必要があると思料する。</p> <p>(2) <b><u>民事裁判事務支援システム及び刑事裁判事務支援システムの運用保守業務</u></b></p> <p>(問) 平成30年度までは熾烈な競争が行われていたところ、入札参加業者が撤退した以降は1者入札となったとのことであるが、その分析はできているのか。</p> <p>(問) 今回も入札説明書は5者受け取っているものの、1者入札となる理由は何か。</p> <p>(意見) このような案件では、開発業者が保守を担当することが多く仕方がない</p> | <p>(答) ラベルシール自体、特殊性は低く複数業者の入札が見込まれたが、結果として他の業者が取り扱うことができなかつたものである。今後は取り扱える業者を事前に把握することで入札業者を増やすことができるものと考えている。</p> <p>(答) 平成30年度に開発業者が落札率50パーセント前後で落札した後は、価格競争に敗れた入札参加業者が撤退したことで1者入札が続いていると考えられる。</p> <p>(答) 入札意思はあったものの入札検討過程で断念したものと考えられる。また、1者入札となった以降、年々落札価格も上昇傾向にあることから複数者による競争が働くように検討していきたい。</p> |

部分もあるが、やはり競争が働くことが望ましいのでその点引き続き検討していく必要があると思料する。

**(3) 倒産事件処理システムの Windows10 対応検証及び改修**

(問) 本件は、予定価格の設定についても問題なく、競争原理が働いた良い例と思われる。その反面、安価すぎて品質の心配があるがどうか。

**(4) 音声認識システムの運用保守**

(意見) 本システムは裁判員裁判の運用において、大変重要なシステムであり、落札業者独自の開発技術によるところが大きく汎用性はないと思うので、運用保守契約は随意契約でも可能ではないか。

あえて言うと、このシステムがないと裁判員裁判が成り立たなくなると思われるので、今後出来るだけ汎用性の高いシステムの開発に努めて競争性が確保できるようにするとか、保守の期間を長くしてシステムの供給を安定させる等の工夫が必要であると思料する。

**(5) 裁判書類の電子提出に係るアプリケーションの構築**

(問) システム開発の案件は保守契約を優位に進めることを見込んで、開発段階では競争性が担保されるが、保守の段階では開発業者の優位性により、ベンダーロックインが生じ、競争性が失われていることが多い印象である。例えば、システム開発と保守をセットで複数年の契約方法をとることはできない

(答) 品質の確保については、検査・監督職員を担う企画原局において、十分に対応しており、特に問題は生じていない。

(答) 確かに開発段階では競争性が保っているが保守段階では1者入札の案件もあるので、保守料の高騰には注意が必要と考えている。

基本的には単年度予算であるので開発と保守を一括して複数年の契約をするのは一般的ではないものと思われる。

のか。

複数年の契約は、国庫債務負担行為の活用という方法があり、一部システムで活用しているところである。

また、ベンダーロックインが起きないように、保守契約の段階というよりはシステム開発段階で監督職員がシステム構成等を把握し、汎用性の高いシステムを開発するようしていく必要があると考えている。